

令和 7 年行審第 1 号

令和 7 年（不）第 1 号 一般廃棄物収集運搬業許可の取消処分に対する取消請求
事件

答 申 書

第 1 審査会の結論

処分庁（四日市市長）が令和 7 年 7 月 25 日付けで行った一般廃棄物収集運搬業許可の取消処分に対し、審査請求人が、令和 7 年 10 月 7 日付けで提起した審査請求について、これを棄却すべきであるとする審査庁（四日市市長）の諮問に係る判断は妥当である。

第 2 事案の概要

審査請求人は、三重県より令和 3 年 4 月 7 日付けで産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、四日市市より令和 6 年 4 月 1 日付けで一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていたが、令和 6 年 10 月 31 日にドラム缶を使用し木くず及び金属スクラップの野外焼却行為をしたことにより、令和 7 年 7 月 24 日付けで三重県知事より廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）第 14 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消され、令和 7 年 7 月 25 日付けで四日市市長より廃掃法第 7 条の 4 第 1 項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消された（以下、「本件処分」という）。

この四日市市長による一般廃棄物収集運搬業の許可の取消しに対し、審査請求がなされたのが本件である。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

（1）審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

（2）審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由の要旨は以下のとおりである。

ア 四日市市は、三重県による産業廃棄物収集運搬業許可取消による処分を受けて、欠落事由による、一般廃棄物収集運搬にあたり政令に従って、速やかに処分を遂行したとある。審査請求人としては県の判断も不当であり審査請求を提出予定。

イ 四日市市においてのタイムテーブルは非常に、審査請求人及び審査請

求人関係者、取引先において準備期間連絡時間など、とても物理的に不可能な呈示であり重大な処分を行使するに全くの配慮もなく、審査請求人に悪意でもあるかの出来事である。

三重県は余裕をもって処分過程を進めてくれた。四日市市の処分には配慮が足りない。審査請求人と四日市市は、廃掃法施行以前からごみリサイクルについて協力関係があったのに、配慮のない執行に不服がある。

ウ 四日市市に野外焼却の通報があったにもかかわらず、三重県が対応したのはおかしい。

エ 許可の取消後、搬入できなかったごみの運搬のため、四日市市が審査請求人の車両を公用車２台で前後に挟んでクリーンセンターに誘導したが、その際の根拠となる法令の説明を求めたにも関わらず、説明がなかった。その際の四日市市の職員の態度が強引な脅迫にも感じる威圧であった。

オ 許可の取消後、家庭ごみをクリーンセンターに持ち込んだ際、社名入りの車の持ち込みはできないと言われたが根拠となる条例はあるのか。その後も他の市民がクリーンセンターにごみを持ち込んだ際の対応とは異なる対応をされた。

カ 県の取消によるなら、弁明の機会があるのに、その期間をまったく考慮していないのは、法令を行使する役所としてはいかがな判断なのか。

2 処分庁の主張

(1) 審査請求の趣旨に対する主張

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分庁の主張する本件処分が適法であることの理由

処分庁が主張する本件処分が適法であることの理由の要旨は以下のとおりである。

ア 一般廃棄物収集運搬業許可の取消処分について

(ア) 廃掃法第7条の4第1項第4号では、市長は一般廃棄物収集運搬業者が「法第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき」は、「その許可を取り消さなければならない」と規定していることから、一般廃棄物収集運搬業者が許可取消事由に該当すれば、市長は当該一般廃棄物収集運搬業者の許可を取り消さなければならない、許可を取り消すにあたり市長に裁量の余地はないものといえる。

また、廃掃法第7条の4第1項第4号で引用している条項のうち、法第7条第5項第4号ホでは、「法第14条の3の2第1項・・・の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者」とある。ここにいう法第14条の3の2第1項は、産業廃棄物収集運搬業者が同項各号に定める許可取消事由に該当する場合には、都道府県知事はその許可を取り消さなければならないと規定するものである。

したがって、廃掃法の規定上、都道府県知事が産業廃棄物収集運搬業者の産業廃棄物収集運搬業許可を取り消した場合、市長は当該産業廃棄物収集運搬業者の一般廃棄物収集運搬業許可についても許可を取り消さなければならないということになる。

(イ) 審査請求人は、四日市市で一般廃棄物収集運搬業の許可を取得しているほかに、三重県で産業廃棄物収集運搬業許可を取得している業者である。

そして、審査請求人は、令和7年7月24日、三重県知事により廃掃法第14条の3の2第1項に基づいて産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されている。これにより、審査請求人は廃掃法第14条の3の2第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者となり、廃掃法第7条第5項第4号ホに該当することとなった。そのため、市長は審査請求人の一般廃棄物収集運搬業者の許可を取り消さなければならず、令和7年7月25日付で廃掃法第7条の4第1項第4号に基づいて、許可の取り消しを行っている。

イ 不利益処分に対する聴聞について

(ア) 本件処分は法律に基づいてなされた処分であるため、行政手続法第3条第3項及び四日市市行政手続条例第3条第1項第10号により、聴聞は行政手続法に基づいて行われる。

行政手続法第13条では、行政庁は、許認可等を取り消す不利益処分をしようとするときは聴聞を行わなければならないとされている。しかし、行政手続法第13条第2項第2号では、「法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が・・・その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき」は、聴聞を要しないと規定している。

(イ) 本件において、三重県は審査請求人に対し、令和7年7月24

日に産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行っており、廃掃法第7条の4第1項第4号の規定上、本市は一般廃棄物収集運搬業許可の取消処分をしなければならないこととなる。したがって、本件処分は、「法令上必要とされる資格が・・・失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分」といえる。

また、三重県が審査請求人に対して行った産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分については、令和7年7月24日付で行われている。そして、三重県から審査請求人に対する処分内容については、令和7年7月25日に三重県庁のホームページ上において公表されていることから、「その資格の不存在又は喪失の事実が・・・その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき」にあたるといえる。

したがって、本件は行政手続法第13条第2項第2号に該当し、審査請求人に対する聴聞は不要である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

審査請求人の請求を棄却すべきである。

2 審理員意見書の理由

審理員意見書の理由は、以下のとおりである。

(1) 本件の争点

本件の争点としては、①一般廃棄物収集運搬業許可の取消事由の有無、②本件処分に至る聴聞手続の要否（行政手続法上の手続）、③本件処分の時期の妥当性（三重県知事の産業廃棄物収集運搬業許可取消処分の翌日に四日市市長が本件処分をしたこと）であると考えするため、以下で検討する。

(2) 争点についての判断

ア 争いのない事実

審理員で調査した内容及び双方の争いのない主張から、以下の事実が確認できた。

(ア) 三重県知事は令和3年4月7日付けで、審査請求人に対し産業廃棄物収集運搬業の許可処分をし、四日市市長は令和6年4月1日付けで、審査請求人に対し一般廃棄物収集運搬業の許可処分をした。

(イ) 三重県は令和6年10月31日、廃掃法第19条第1項の規定に基づき、審査請求人の事業所に立入検査を行い、ドラム缶を使用し

木くず及び金属スクラップを野外焼却していることを確認した。

(ウ) 三重県は令和6年11月21日付けで、審査請求人に対し廃掃法第18条第1項の規定に基づく報告の徴収を実施したところ、令和6年11月29日付けで、審査請求人取締役が金属スクラップからパッキンを分離するためにバーナーで加熱していたところ、黒煙と発火が見られたため、延焼を防ぐ目的でドラム缶に燃えた金属スクラップを投げ入れた後、黒煙の発生を抑える目的で木くずをドラム缶に入れたことが報告された。

(エ) 三重県は令和7年5月26日、審査請求人に対し行政手続法第13条第1項に基づく聴聞手続を行った。

(オ) 三重県知事は令和7年7月24日、審査請求人に対し産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

(カ) 四日市市長は令和7年7月25日、審査請求人に対し一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

(キ) 審査請求人は令和7年10月7日付けで、四日市市に対し一般廃棄物収集運搬業の許可の取消処分につき、審査請求を行った。

(ク) 審査請求人は令和8年4月9日時点（審理員による口頭意見陳述の実施日）において、産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分につき、審査請求や取消訴訟等の提起は行っていない。

イ 争点①一般廃棄物収集運搬業許可の取消事由の有無について

審査請求人は、三重県知事より産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたが、審査請求や取消訴訟等の提起は行っていない。そのため、三重県の産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分は有効である。

そうだとすると、審査請求人は廃掃法第7条第5項第4号ホに該当することになるため、同法第7条の4第4項により、市長は一般廃棄物収集運搬業者の許可を取り消さなければならない。

よって、四日市市長は審査請求人の一般廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を行ったことは廃掃法上適法なものである。

ウ 争点②本件処分に至る聴聞手続の要否（行政手続法上の手続）

処分庁は、本件処分に際して、聴聞手続を執っていないが、その手続につき、審査請求人が不服を主張しているとも思われるため、事前手続について検討する。

この点につき、処分庁も主張するとおり、行政手続法第13条第2項第2号に該当するときは、意見聴取手続は不要である。

本件処分についてみると、審査請求人は令和7年7月24日付けで三重県知事により産業廃棄物収集運搬業の許可が取り消され、三重県のホ

ームページに掲載されているため、これによって、審査請求人が欠格事由に該当するに至ったことが客観的な資料により直接証明されたというべきである。

したがって、処分庁が審査請求人に対する聴聞の機会を設けることなく本件処分を行ったことは、行政手続法上適法な対応である。

エ 争点③本件処分の時期の妥当性（三重県知事の産業廃棄物収集運搬業許可取消処分の翌日に四日市市長が本件処分をしたこと）

審査請求人は、三重県知事の産業廃棄物収集運搬業許可取消処分の翌日に四日市市長が本件処分をしたため、収集した一般廃棄物の運搬に困難をきたすことになったと主張する。

この点につき、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長宛て環境規発第2104141号・令和3年4月14日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「行政処分の指針について（通知）」6頁（別紙にて抜粋）において、「法が許可を取り消すべき場合として定める要件に該当するに至った場合には、速やかに許可を取り消す等の措置を講ずること」とされている。当該通知は、産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消しに関するものであり、当該事務は都道府県等の法定受託事務に該当し、各都道府県等は基本的に通知に従い事務を行うことになる。一方、一般廃棄物収集運搬業の許可は法定自治事務であるため、当該通知は四日市市を対象とするものではないが、その趣旨は四日市市の行政処分においても考慮すべきところである。

本件処分についてみると、三重県知事が令和7年7月24日付けで産業廃棄物収集運搬業の許可取消をし、四日市市長は翌日である令和7年7月25日付けで一般廃棄物収集運搬業の許可取消をしているが、審査請求人が一般廃棄物収集運搬業の欠格事由に該当した以上、速やかに一般廃棄物収集運搬業の許可を取消することは上記通知の趣旨に合致するものであり、行政の対応として適切である。

したがって、本件処分の時期としては妥当である。

オ 小括

以上のとおり、本件処分及びその手続において、違法、不当な点はない。

第5 調査審議の経過

令和8年7月7日付けで審査庁である四日市市長から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年8月18日及び9月15日の審査会において、調査審議を行った。

第6 審査庁の考え

1 裁決の考え

本件審査請求を棄却する。

2 理由

審理員意見書の「第4 理由」記載のとおり。

第7 審査会の判断の理由

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「第4 理由」と同旨であり、次のとおりである。

1 争点①一般廃棄物収集運搬業許可の取消事由の有無について

三重県知事は、令和7年7月24日付けで審査請求人に対し、廃掃法第14条の3の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

そのため、審査請求人は廃掃法第7条第5項第4号ホに該当するに至り、同法第7条の4第1項第4号の規定により、四日市市長は審査請求人の一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消さなければならない。

よって、本件では審査請求人の一般廃棄物収集運搬業許可の取消事由があるといえる。

2 争点②本件処分に至る聴聞手続の要否について

行政手続法第13条第2項第2号は、「法令上必要とされる資格が…失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の…喪失の事実が…客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき」は、聴聞手続を不要としている。

廃掃法の規定上、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消された者については、市長は一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消さなければならないとされている（同法第7条の4第1項第4号、同法第7条第5項第4号ホ）。また、三重県知事により令和7年7月24日付けで審査請求人の産業廃棄物収集運搬業の許可が取り消されたことを三重県は令和7年7月25日付けでホームページ上で公表している。

よって、廃掃法上、産業廃棄物収集運搬業の許可が失われるに至ったことが判明した場合、一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消すこととされており、産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しは三重県のホームページで公表されているため、その事実は客観的な資料により直接証明されているといえる。

したがって、本件処分は行政手続法第13条第2項第2号の規定により聴聞手続を要しないものといえる。

3 争点③本件処分 of 時期の妥当性について

四日市市長は、三重県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しの翌日に本件処分を行っている。廃掃法上、産業廃棄物収集運搬業の許可が取り消されたことは、一般廃棄物収集運搬業の許可の取消事由に該当するため、速やかに行政処分を行うことは廃掃法の趣旨に反するものであるとはいえない。

よって、産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分の翌日に審査請求人に対して本件処分を行ったことは違法又は不当なものともまでいうことはできない。

4 結論

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」記載の意見を答申する。

附 言

廃掃法において、市長は一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められており（同法第4条第1項）、市は一般廃棄物の処理責任の原則の下で適正な処理の確保を図ることが求められている。そのため、一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消すにあたっては、一般廃棄物収集運搬業を行う者が既に収集した廃棄物の処理等について審査請求人以外の市民その他の関係者が迷惑を被らないように許可の取消処分の時期又は取消処分の効力発生時期に配慮することが望ましいと考える。

四日市市行政不服審査会

委員（会長）	小林明夫
委員	北見宏介
委員	澁谷郁子